

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月27日
【事業年度】	第15期（自平成23年5月1日至平成24年4月30日）
【会社名】	クックパッド株式会社
【英訳名】	COOKPAD Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役 穂田 誉輝
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台五丁目12番7号
【電話番号】	03-6408-6143
【事務連絡者氏名】	執行役 百鬼 弘
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金台五丁目12番7号
【電話番号】	03-6408-6143
【事務連絡者氏名】	執行役 百鬼 弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第11期 平成20年4月	第12期 平成21年4月	第13期 平成22年4月	第14期 平成23年4月	第15期 平成24年4月
売上高 (千円)	676,734	1,083,533	2,207,433	3,263,283	3,909,846
経常利益 (千円)	319,903	412,309	1,052,043	1,594,216	1,907,844
当期純利益 (千円)	176,061	239,437	567,311	847,613	1,110,283
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	63,050	63,050	796,230	808,470	831,480
発行済株式総数 (株)	11,520	1,152,000	4,022,400	16,150,800	16,347,600
純資産額 (千円)	355,518	594,956	2,627,874	3,479,423	4,624,938
総資産額 (千円)	548,520	825,902	3,313,806	4,508,432	5,351,549
1株当たり純資産額 (円)	30,860.99	516.46	653.32	215.44	281.60
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	- (-)	- (-)	5.00 (-)	2.00 (-)	3.00 (-)
1株当たり当期純利益金 額 (円)	15,404.45	207.85	147.13	52.60	68.39
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	-	-	141.10	51.30	67.19
自己資本比率 (%)	64.8	72.0	79.3	77.2	86.0
自己資本利益率 (%)	72.3	50.4	35.2	27.8	27.5
株価収益率 (倍)	-	-	57.09	32.21	33.57
配当性向 (%)	-	-	3.4	3.8	4.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	210,973	170,334	788,766	988,657	561,340
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	109,993	39,840	118,189	56,043	43,862
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	47,770	-	1,454,429	2,893	28,911
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	271,219	401,713	2,526,719	3,439,884	3,978,746
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	27 (10)	46 (14)	69 (24)	86 (35)	102 (40)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は第12期までは非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は第12期までは非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

7. 当社は、以下の通り株式分割を行っております。

第12期 平成20年11月14日付 株式1株につき100株

第13期 平成21年12月1日付 株式1株につき3株

第14期 平成22年7月1日付 株式1株につき2株

平成23年1月1日付 株式1株につき2株

なお、1株当たり当期純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

2【沿革】

年月	事項
平成9年10月	神奈川県藤沢市にて有限会社コイン（現、クックパッド株式会社）を設立。
平成10年3月	料理レシピの検索・投稿インターネットサービスである「kitchen@coin」を開始。
平成11年6月	「kitchen@coin」から「クックパッド」へサービス名を変更。
平成13年5月	本社を神奈川県横浜市中区に移転。
平成14年3月	「クックパッド」への広告掲載を開始。
平成14年9月	本社を東京都渋谷区代々木に移転。
平成16年9月	クックパッドプレミアムサービスを開始。
平成16年9月	有限会社コインからクックパッド株式会社へ組織変更。
平成18年9月	モバイル向けインターネットサービス「モバレび」を開始。
平成18年12月	本社を東京都港区北青山に移転。
平成19年7月	委員会設置会社へ移行。
平成19年10月	マーケティングデータ提供サービス「たべみる」を開始。
平成20年5月	本社を東京都港区白金台に移転。
平成20年11月	「モバレび」の「NTT docomo」公式サービス化に伴い、モバレびプレミアムサービスを開始。
平成21年1月	「モバレび」の「au」公式サービス化。
平成21年2月	「モバレび」の「SoftBank」公式サービス化。
平成21年7月	東京証券取引所マザーズへ上場。
平成22年3月	米国カリフォルニア州に子会社COOKPAD Inc. を設立。
平成23年5月	シンガポールに子会社COOKPAD PTE. LTD. を設立。
平成23年12月	東京証券取引所市場第一部へ上場。

3【事業の内容】

当社は、「毎日の料理を楽しみにすることで、心からの笑顔を増やす」ことを企業理念として掲げ、インターネット上で料理レシピの投稿・検索等が可能な「クックパッド」及び「モバれび」を運営しております。

「クックパッド」及び「モバれび」の利用者は、日々の献立を決定するにあたって当社サービスを利用しており、利用者は主に、日常的に料理を行っている20代から30代の女性であります。また、アクセスのピークは夕食時の買い物前の時間と想定される夕方となっております。

「クックパッド」の平成24年4月における月間利用者数は1,521万人（前年同月比48.2%増）となっており、サービス開始以来、利用者によって投稿・蓄積されたレシピ数は120万品を超えております。

「クックパッド」及び「モバれび」において、すべての利用者は、メニュー名や特徴となるキーワード（「パレンタイン」、「運動会」、「かんたん」、「さっぱり」等の検索キーワード）から該当するレシピを検索できるほか、食材（複数の組み合わせを含む）から当該食材を使用したレシピを検索することができます。加えて、ID登録利用者は、自分が考案したレシピを写真付きで「クックパッド」内に開設した「MYキッチン」に投稿することができます。自分が投稿したレシピへのアクセス数を確認したり、他のID登録利用者から投稿された写真付きのコメントを閲覧することもできます。また、気に入ったレシピをお気に入りレシピとして「MYフォルダ」に保存することが可能となります。

「クックパッド」はWeb上での展開に加え、スマートフォンアプリとしてもサービスを提供しております。「モバれび」はモバイル上（フィーチャーフォン向け）で展開しております。なお、スマートフォンアプリや「モバれび」等のモバイルサービスについては、移動時間や買い物時もしくは調理時等の利用シーンを想定して提供しております。

〔「クックパッド」の主要機能一覧〕

対象者	機能	機能の概要
すべての利用者	「レシピ検索」	メニュー名や特徴となるキーワード（「運動会」等）から該当するレシピを検索できるほか、食材（複数の組み合わせを含む）から当該食材を使用したレシピを検索することができます。
ID登録利用者	「MYキッチン」	「クックパッド」内に「MYキッチン」を開設することにより、以下の機能の利用が可能となります。 (1) 「レシピ投稿」 自分が作成したレシピを写真付きで投稿することができます。また、自分が投稿したレシピへのアクセス数を確認したり、他のID登録利用者から投稿された写真付きのコメントを閲覧することができます。 (2) 「つくれば」 レシピ作者にレシピの感想を写真付きで投稿することができます。 (3) 「ごはん日記」 日々の食事や料理の結果を日記として投稿することができます。
	「MYフォルダ」	他の利用者が作成したお気に入りのレシピを登録して保存することができます。
	「MYニュース」	お気に入りのレシピ作者を登録することにより当該作者の新着情報等を閲覧することができます。

「クックパッド」及び「モバれび」の有料ID登録利用者に対しては、更に人気レシピ検索機能、レシピ保存容量の増加機能等を月額294円（税込）で提供しております。ただしiPhoneアプリから有料ID登録された場合にのみ、月額350円（税込）で提供しております。

当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業部門別に記載しております。

(1)会員事業部門

当社は、原則として「クックパッド」及び「モバれび」を利用者に無料サービスとして提供しておりますが、より高い利便性を求める利用者に対しては、人気レシピ検索及びレシピ保存容量の増加のための機能等をプレミアムサービス（有料サービス）として提供することで、月額294円（税込）の収入を得ております。ただしiPhoneアプリから有料ID登録された場合にのみ、月額350円（税込）の収入を得ております。

(2)マーケティング支援事業部門

当事業では、食品、飲料、家電・調理器具製造・販売事業者、流通事業者等を顧客としており、顧客の扱う商品やサービスの認知度の向上や、利用方法の理解促進といったマーケティング支援を行う目的で、「クックパッド」及び「モバれび」内に販促施策を展開することで顧客から収入を得ております。当社の販促施策においては、顧客に対して、利用者のレシピ閲覧数やレシピ印刷数といった指標を提供することができるという特徴があります。展開される販促施策として、主に「レシピコンテスト」、「スポンサードキッチン」があります。

当事業は、顧客へ直接販売する場合と代理店、メディアレップを仲介して行う場合があります。なお、メディアレップとは、インターネット広告枠を広告代理店に販売する一次代理店のことをいいます。

レシピコンテストでは、当社サービス上で利用者に対し、顧客の扱う商品を使用した料理レシピを募集します。

顧客は、料理レシピの募集を通じ、利用者実際に商品を使用してもらうことにより、認知度の向上に繋がるとともに、投稿されたレシピから、新しい商品や既存商品の新しい利用方法を生み出し、商品の開発及び販売促進に役立っています。また、投稿されたレシピは、当社サービス内に留まるため、レシピコンテスト後も利用者の検索対象となり、顧客にとっては商品の需要底上げが期待できるといった特徴があります。

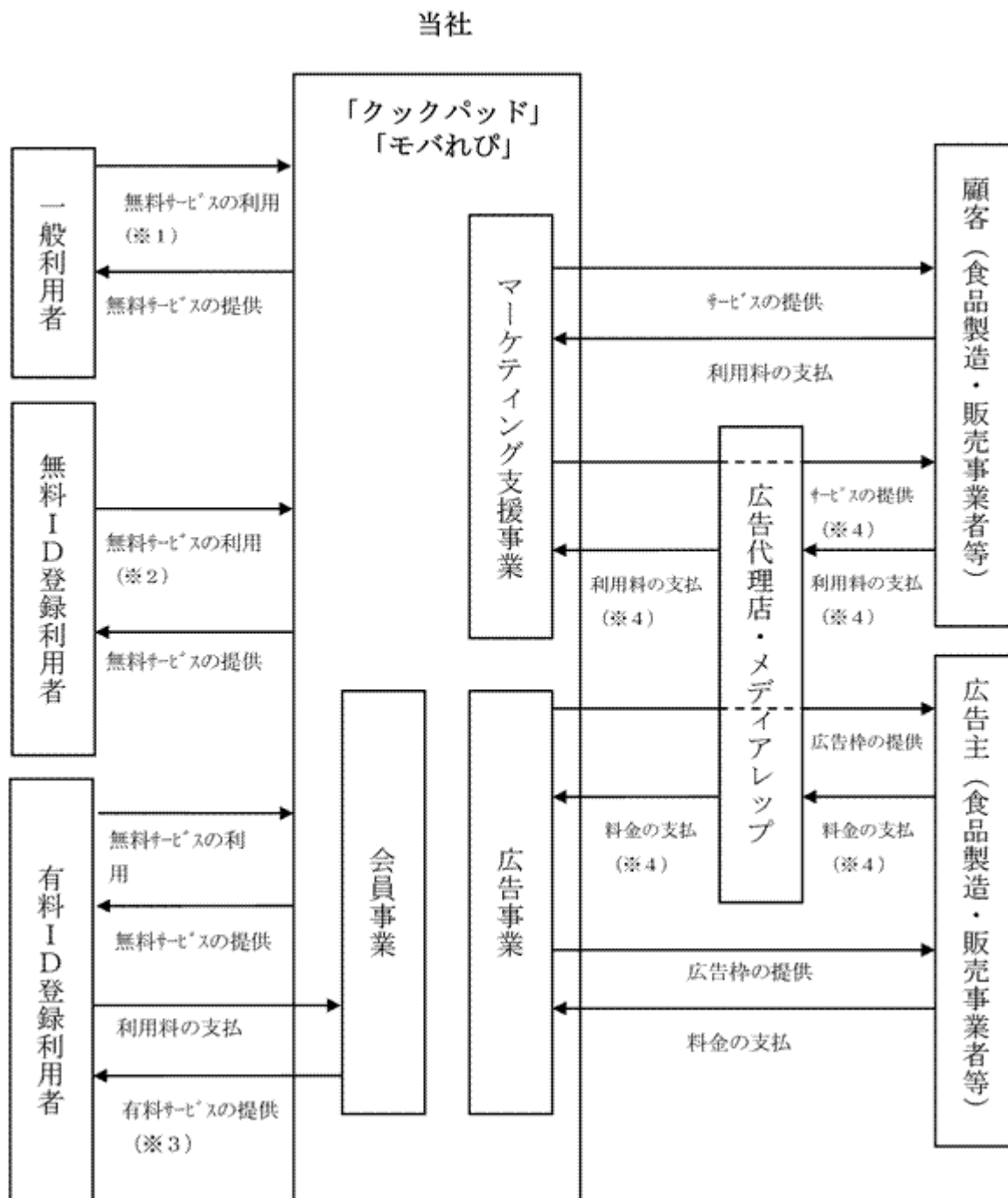
スポンサードキッチンでは、当社サービス上で、顧客が自ら顧客の扱う商品を使用した料理レシピの掲載を行うことにより、利用者に対し、商品の認知拡大と需要喚起を実施しております。利用者は、スポンサードキッチンに掲載されたレシピを実際に調理した結果（感想）をレポートする「つくれば」を投稿することができます。「つくれば」はレシピに対する評価として、スポンサードキッチンに参加していない他の利用者にも閲覧されるため、顧客にとっては商品を利用したレシピの波及効果を期待できるといった特徴があります。

(3)広告事業部門

「クックパッド」及び「モバれび」は、料理を日常的に行っている女性を中心にご利用いただいております。このため、生活動線上で利用されるサービスとして自社製品の認知拡大や自社サイトへの誘導を行いたい広告主に対して、主に広告代理店及びメディアレップを仲介して当社サービスの広告枠を販売することで広告収入を得ております。

具体的には、顧客の扱う商品の認知拡大や顧客サイトへの誘導を目的としてバナー広告の掲載やメールマガジンの配信等を行っております。

[事業系統図]



1. 「クックパッド」及び「モバレび」の一般利用者に対する無料サービスとして、「レシピ検索」機能等を提供しております。利用にあたっては登録を必要としておりません。
2. 「クックパッド」のID登録利用者に対する無料サービスとして、「MYキッチン」及び「MYフォルダ」、「MYニュース」機能等を提供しております。ID登録にあたっては郵便番号、性別、生年月日及びメールアドレスが必要になっております。
3. 「クックパッド」及び「モバレび」の有料ID登録利用者に対しては、更に人気レシピ検索機能、レシピ保存容量の増加機能等を月額294円（税込）で提供しております。ただしiPhoneアプリから有料ID登録された場合にのみ、月額350円（税込）で提供しております。
4. マーケティング支援事業及び広告事業においては、主に顧客の広告予算を対象として販売活動を行っていることから、広告代理店及びメディアレップを仲介して取引を行う場合があります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
102(40)	30.7	2.3	6,971,294

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 従業員数が前事業年度末の86人に比べ16人増加しましたのは、当社の事業規模の拡大によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災による経済活動の停滞から持ち直しの傾向が見られるものの、欧州金融危機や長引く円高の影響により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

国内携帯電話市場は、平成23年4月から平成24年3月までの携帯電話出荷台数が前年度比13.5%増の4,274万台となり、うちスマートフォンの出荷台数は2,417万台と、出荷台数全体の56.6%を占める結果となりました（平成24年5月、株式会社MM総研調べ）。スマートフォン市場の急速な拡大が続いており、それにより日常生活におけるインターネットの影響力もより一層高まってきております。

このような経営環境の下、当社では、毎日の献立を決定するプラットフォームとしての位置づけを確立するため、料理レシピサービス「クックパッド」及び携帯版サービス「モバれび」及びスマートフォン向けサービスの開発・運営に注力してまいりました。Web上で展開している「クックパッド」の月間利用者数は平成24年4月時点で1,521万人（前年同月比48.2%増）と順調に増加し、主婦を中心とした献立の決定者が毎日の料理で利用するサービスとなっております。当社サービスは日常の生活動線上で利用されているため、日常生活の多様なシーンでインターネットの利用が可能なスマートフォンとの相性が非常に良く、スマートフォンからの利用者数が順調に増加しております。利用者がより楽しくレシピを投稿できるためのサービス改善も続けており、平成24年4月には累計投稿レシピ数が120万品を超えました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,909百万円（前年同期比19.8%増）、営業利益は1,929百万円（前年同期比18.6%増）、経常利益は1,907百万円（前年同期比19.7%増）、当期純利益は1,110百万円（前年同期比31.0%増）となりました。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりませんが、事業部門ごとの取組みは以下の通りであります。

会員事業部門

当事業部門におきましては、スマートフォン向けサービスを中心としたサービス強化に注力しております。利用者の増加によって利用者の食に関する関心も多様化してきているなか、さらに多様なニーズに応え献立が決まるサービスへと進化するべく、日々利用動向を解析しサービスの機能拡充に取り組んでおります。

スマートフォンでは、Webブラウザからの利用者数が順調に増加しており、平成24年4月時点の月間利用者数は451万人と、Webからの利用者数合計1,521万人の29.7%を占めました。さらに既に多くの利用者から評価を受けているiPhoneアプリにつきましては、平成24年4月に450万ダウンロードを突破し、その後も安定してダウンロード数が増加しております。またAndroid端末向けサービスについても、端末特性に併せた利便性を考慮してサービス改善を続けた結果、アプリのダウンロード数が300万ダウンロードを超えました。スマートフォンからのプレミアムサービス登録者数は順調に増加しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,322百万円（前年同期比35.8%増）となりました。

マーケティング支援事業部門

当事業部門の主要顧客である食品・飲料業界におきましては、東日本大震災の影響が残るなかで生活者の節約志向による販売価格の下落や原材料価格の高騰など、厳しい環境が続きました。このような状況を受け、当事業年度においては、新規案件の提案を十分に行えなかったことから、既存・新規共に取引顧客数が減少しました。

しかしながら生活者視点のメニュー提案や使い方の提案など、価格よりも価値を訴求する需要拡大策に対する食品・飲料メーカーからの関心は高まっているため、今後もレシピマーケティングの浸透が続いていくものと考えております。献立決定者数最大のプラットフォームとして、商品の認知から浸透までの施策を一貫して提供できることが当事業の強みであり、今後も強みを活かした施策の提案に注力してまいります。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,028百万円（前年同期比7.2%減）となりました。

広告事業部門

当事業部門におきましては、マーケティング支援事業部門と同様に食品・飲料業界が厳しい環境のなか、顧客数の拡大に注力してまいりました。またマーケティング支援事業商品と広告商品を組み合わせることで活用することにより、プロモーション効果を向上できる施策の提案も進めてまいりました。

当社サービスの月間利用者数及び月間ページビュー数の増加傾向は続いており、今後も多様化してきた利用者に向けた広告商品の販売拡大に注力してまいります。

以上の結果、当事業年度の売上高は558百万円（前年同期比25.8%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は前事業年度末より538百万円増加し、残高は3,978百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により獲得した資金は、561百万円（前年同期比43.2%減）となりました。この主な要因は、税引前当期純利益1,907百万円を計上した一方で、法人税等の支払額947百万円が生じたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、43百万円（前年同期比21.7%減）となりました。この主な要因は、備品等の有形固定資産の取得による支出20百万円が発生したこと、及び関係会社株式の取得による支出12百万円が生じたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、28百万円（前年同期比899.3%増）となりました。この主な要因は、株式の発行による収入46百万円が発生した一方で、配当による支払い132百万円が生じたことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社では概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業部門別に示すと、次の通りであります。

なお、当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業部門別に記載していません。

事業部門別	当事業年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)	前年同期比(%)
会員事業部門(千円)	2,322,465	135.8
マーケティング支援事業部門(千円)	1,028,463	92.8
広告事業部門(千円)	558,918	125.8
合計(千円)	3,909,846	119.8

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前事業年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)		当事業年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	963,920	29.5	1,219,192	31.2
KDDI株式会社	381,783	11.7	504,950	12.9
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	360,818	11.1	-	-

(注) 2. 株式会社サイバー・コミュニケーションズの当事業年度における販売実績は総販売実績の100分の10未満であるため金額の記載を省略しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題は以下の通りであります。

(1) 運営サービスの強化について

当社の事業は、「クックパッド」及び「モバレび」の利用者によって支えられていると考えております。このため、利用者の満足度を維持するためにも、「クックパッド」及び「モバレび」の利用者に対し、日常の料理を行う上で必要とされるサービスを提供し続けることが課題と認識しております。

この課題に対処するため、トラフィック増加時の反応速度の向上や機能強化等を継続的に行ってまいりましたが、引き続き利用者の視点に立ったサービスの利便性向上や機能強化等を継続的に行うことにより、「クックパッド」及び「モバレび」の利用者の満足度の向上に努めてまいります。

(2) 収益基盤の強化について

当社は、安定した成長を続けていくためには収益基盤を強化していくことが課題だと認識しております。当社では現在、「クックパッド」及び「モバレび」のプレミアムサービスを有料提供する会員事業並びに食品、飲料、家電・調理器具製造・販売事業者、流通事業者等を顧客とし、レシピマーケティングを展開するマーケティング支援事業及び広告事業を主な収益源としております。

この課題に対処するため、当社の事業基盤である「クックパッド」及び「モバレび」のサービス強化とそれを実現する技術基盤の強化に注力してまいります。会員事業につきましては、デバイスの進化や多様化により、これまで以上にインターネットが日常生活に浸透することを想定し、柔軟且つ迅速に対応できる開発体制の強化に取り組んでまいります。利用者の増加によって利用者の食に関する関心も多様化してきているなか、さらに多様なニーズに応え献立が決まるサービスへと進化するべく、機能拡充に取り組んでおります。またマーケティング支援事業及び広告事業につきましては、メニュー提案型のレシピマーケティングが更に浸透すると見込んでおり、生活者の食に関するデータの分析を更に強化することで、提案力を強化してまいりの方針であります。さらに事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、購買支援や海外展開などの新規事業にも積極的に取り組んでまいります。

(3) 組織体制の整備について

当社は少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の更なる成長のためには人員拡充と組織体制の整備が重要な課題と認識しております。

当社の事業は「クックパッド」及び「モバレび」を基盤としており、その利便性及び機能の維持向上のためにもサービス開発を担当する技術者の採用が当社の事業成長にとって課題と認識しておりますが、専門性が高い人材ほど、適時に採用することは困難な場合があります。また、その他の人員についても収益基盤の拡大に応じて採用を進めていく必要があります。

これらの課題に対処するため、事業規模や必要な人材に応じた採用を適時行うとともに着実に組織体制を強化できるよう人事制度の整備にも積極的に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業内容及び固有の法的規制に係わるリスクについて

(1) インターネット事業に関する一般的なリスク

当社は、インターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットの更なる普及が当社の成長のための基本的な条件と考えております。インターネットの普及は引き続き進んでいるものの、今後どのように進展していくかについては不透明な部分もあります。インターネットの普及に関する何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後の普及に大きな変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 技術革新について

当社が事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新技術の導入が相次いで行われております。当社は、これらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研修活動を行っておりますが、これらが想定通りに進まない場合等、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社の業界における競争力が低下し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) システム障害について

サービスへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社ソフトウェアの不具合、コンピューターウイルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社の予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社の事業活動に支障を生ずる可能性があります。また、サーバの作動不能や欠陥に起因して、当社の信頼が失墜し取引停止等に至る場合や当社に対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報保護について

当社は、有料ID登録利用者の登録情報等の個人情報を取得利用しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

当社は、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、保護管理体制の確立に努めており、個人情報保護基本規程等を制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローを定めて厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインの遵守に努め、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、当社が保有する個人情報等につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえません。従いまして、これらの事態が起こった場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社への損害賠償請求、当社の信用の低下等によって、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) その他の法的規制等について

当社事業を規制する主な法規制として、(ア)「電気通信事業法」、(イ)「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下、「プロバイダ責任制限法」という。)及び(ウ)「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(以下、「不正アクセス禁止法」という。)があります。

電気通信事業法については、通信の秘密の保護等の義務が課されております。また、当社は、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵害された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課されております。また、権利を侵害した情報を当社が媒介したことを理由として、民法の不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性もあり、これらの点に関し訴訟等の紛争が発生する可能性もあります。さらに、当社には、不正アクセス禁止法における「アクセス管理者」として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる義務が課されております。

その他、インターネット上の情報流通や電子商取引のあり方等については、現在も様々な議論がなされており、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきている状況にあり、今後、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 知的財産権に係る方針等について

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性については、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社の事業分野で第三者により著作権等が成立する可能性があります。かかる場合においては、当社が第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等又は当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) サービスの健全性の維持について

「クックパッド」では、不特定多数の利用者同士が独自にコミュニケーションを図っており、こうしたコミュニケーションにおいては、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる危険性が存在しております。

このため、禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がされていることを確認するためにユーザーサポート体制を整備し、利用規約に違反した利用者に対しては、ユーザーサポートから改善要請等を行っているため、一定の健全性は維持されているものと認識しております。

なお、利用規約で定められている主な禁止事項の内容は以下の通りとなっております。

当社、他の利用者もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

他の利用者もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

特定個人の氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど第三者が見て個人を特定できる情報の提供
一人の利用者が複数のメールアドレスを利用して重複してIDを取得する行為又は一つのクックパッドIDを複数人で共同して保持する行為

IDの使用を停止ないし無効にされた利用者に代わりIDを取得する行為

他の利用者もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
アクセス可能なクックパッド又は他者の情報を改ざん、消去する行為

当社又は他者になりすます行為

本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の利用者登録情報を取得する行為

当社が事前に書面をもって承認した場合を除き、本サービスを使用して営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用行為

通常に本サービスを利用する行為を超えてサーバに負荷をかける行為、他の会員又は第三者が主導する情報の交換又は共有を妨害する行為、信用の毀損又は財産権の侵害等のように当社、利用者又は他者に不利益を与える行為、行為を助長する目的でリンクを張る行為

その他当社が利用者として不適当と判断した場合

しかしながら、急速な利用者数の増加による規模拡大に対して、サービス内における不適切行為の有無等を完全に把握することは困難であり、サービス内においてトラブルが発生した場合には、規約の内容に関わらず、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社の法的責任が問われない場合においても、トラブルの発生自体がサービスのブランドイメージ悪化を招き、当該事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、今後想定される事業規模拡大への対応も含めて、監視機能強化のためユーザーサポートにかかる人員増強等、サービスの健全性の維持のために必要な対策を実施していく方針であります。これに伴うシステム対応や体制強化の遅延等が生じた場合や対応のために想定以上に費用が増加した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 「クックパッド」利用者の投稿コンテンツの利用について

当社では、「クックパッド」利用者が投稿したコンテンツを顧客の販促物等に提供する場合があります。この場合において、投稿コンテンツの法的保護については、様々な議論がなされているものの、弁護士その他の専門家の意見をふまえて、利用者に対し、投稿コンテンツのオリジナル性を確認しております。投稿コンテンツが第三者の権利を侵害する内容となっていないこと、投稿コンテンツを顧客が利用することについて、投稿者からの個別の意思確認を行う等、法的には十分と考えられる権利処理手続きを行っており、また、法改正等に備えて十分な法的対応を取る体制を整えておりますが、当該コンテンツの利用における権利処理に関連した風評問題が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 広告掲載について

当社の運営する「クックパッド」、「モバれび」及び当社が配信するメールマガジンに掲載される広告においては、広告代理店等が内容を精査していることに加え、当社独自の広告掲載基準による確認を実施し、法令や公序良俗に反するインターネット広告の排除に努めております。しかしながら、人為的な過失等の要因により、当社が掲載したインターネット広告に瑕疵があった場合、状況によっては広告掲載申込者や利用者等からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、サービスのシステム障害等を理由として広告掲載が行われなかった場合には、広告掲載申込者からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、これらの場合にも、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

2. 経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスク要因について

(1) 「クックパッド」及び「モバれび」への依存について

当社は、「クックパッド」及び「モバれび」を運営しておりますが、いずれも料理レシピの投稿及び検索に特化した機能を提供しております。当社の事業は、「クックパッド」及び「モバれび」を基盤としたものとなっております。このため、新たな法令の導入等、予期せぬ事象によりサービスの利便性が低下し、競合サービスに対する競争力を喪失して利用者数が減少した場合やサービス運営が不能となった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) サービス機能の充実について

当社は、利用者のニーズに対応するため、「クックパッド」及び「モバれび」における機能の拡充を進めております。しかしながら、今後、有力コンテンツの導入や利用者のニーズの適確な把握が困難となり、十分な機能の拡充に支障が生じた場合、利用者に対する訴求力の低下等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 競合について

「クックパッド」及び「モバれび」は、料理レシピの投稿及び検索に特化したサービスとして利用者の獲得において先行しているものと認識しております。しかし、今後、資本力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度や専門性を有する企業等の参入及びその拡大が生じ、競争の激化による顧客の流出やコストの増加等により、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような環境において、当社が今後において優位性を発揮し、企業価値の維持向上が図れるか否かについては不確実な面があることから、競合他社や競合サービスの影響により、当社の競争優位性が低下した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 広告市場について

マーケティング支援事業及び広告事業が対象とするインターネット広告市場は拡大傾向にあり、インターネット広告は新聞広告を抜き、テレビに次ぐ広告媒体へと成長しており、今後も当該市場は拡大していくものと想定されます。

しかしながら、企業の広告宣伝活動は景気動向の影響を受け易いものであり、また、インターネット広告は今後も他の広告媒体との競合が継続していくと考えられることから、今後においてこれらの状況に変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

3. 当社の事業運営体制に係わるリスクについて

(1) 小規模組織であること

当社は小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。当社は今後の急速な事業拡大に応じて、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保及び育成について

当社は、現時点においては、上記の通り小規模組織であります。今後想定される事業拡大に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。特に利用者向けサービスの構築及び運用面においては高度な技術スキルを有する人材が要求されることから、サービス構築のために必要な人材を適切に確保するとともに、育成を行っていく必要があります。また、今後の事業拡大により受注の獲得機会が増加した場合、受注規模に応じた人員の確保が必要となります。当社は今後の事業拡大に応じて必要な人材の確保と育成に努めていく方針ですが、必要な人材の確保が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があります。この場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

4. 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストック・オプション」といいます。）を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。平成24年6月末現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は、494,400株であり、発行済株式総数の16,347,600株の3.02%に相当しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

前事業年度末から当事業年度末までの財政状態の主な変動としましては、資産につきましては、4,508百万円から5,351百万円に増加いたしました。この主な要因は、事業拡大による資産の増加によるものであります。負債及び純資産につきましては、負債が1,029百万円から726百万円に減少した一方で利益剰余金が1,864百万円から2,942百万円に増加いたしました。負債の減少の主な要因は、法人税等の納付による未払法人税等の減少によるものであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度の売上高は3,909百万円(前年同期比19.8%増)となりました。このうち会員事業部門の売上高は、スマートフォンからのプレミアムサービス登録者数は順調に増加して、2,322百万円(前年同期比35.8%増)となりました。マーケティング支援事業部門の売上高は、主要顧客である食品・飲料業界において東日本大震災の影響が残るなかで新規案件の提案を十分に行えなかったことから、1,028百万円(前年同期比7.2%減)となりました。一方、広告事業部門の売上高は、マーケティング支援事業部門と同様の環境のなか顧客数の拡大に注力し、558百万円(前年同期比25.8%増)となりました。

(営業利益)

売上原価は、44百万円(前年同期比4.5%増)となりました。これは主にマーケティング支援事業のウェブコンテンツの制作委託に係る外注費の増加によるものであります。

販売費及び一般管理費は、1,935百万円(前年同期比21.4%増)となりました。これは主に、従業員数の増加に伴う人件費の増加によるものです。

この結果、当事業年度の営業利益は1,929百万円(前年同期比18.6%増)となりました。

(経常利益)

当事業年度の営業外収益は1百万円(前年同期比48.5%減)、営業外費用は22百万円(前年同期比34.2%減)となりました。

この結果、当事業年度の経常利益は1,907百万円(前年同期比19.7%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度の税引前当期純利益は1,907百万円(前年同期比21.8%増)となりました。また当事業年度から留保金課税の適用対象外となったため、法人税等が減少した結果、当期純利益は1,110百万円(前年同期比31.0%増)となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社の事業は、「クックパッド」及び「モバレび」を基盤としたものとなっており、今後もサービス開発及び運営に資源を重点的に配分し、既存サービスの更なる利便性向上や新たなサービス開発等を通じて利用者の満足度を高めるとともに収益基盤の強化にも積極的に取り組んでいく所存です。弊社サービスの利用者は20~30代の女性を中心ですが、今後はより幅広い年齢層の女性や男性にもご利用頂けるサービスへと進化して参ります。主力事業である会員事業につきましては、常に利用者視点に立ったサービスの開発及び改善を継続することで利用者の満足度を高め、さらなる有料会員数の増加を図って参ります。また、マーケティング支援事業及び広告事業においては、献立決定者数最大のプラットフォームとしてのリーチ力を活かして、商品の認知から浸透までの各種施策の提案を拡充して参ります。さらに事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、購買支援や海外展開などの新規事業にも積極的に取り組んで参ります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度において事業拡大のために行った設備投資（無形固定資産含む。）は、総額27,490千円であります。その主なものは、サービス開発に係る器具備品等の取得17,248千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下の通りであります。

平成24年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	業務施設	-	23,827	11,383	35,211	102(40)

- (注) 1. 金額には消費税等は含めておりません。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
3. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

〔賃借設備〕

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借床面積 (m ²)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	業務施設	1,638.35	124,965

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	55,296,000
計	55,296,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年7月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,347,600	16,347,600	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、株 主としての権利内容に何ら 限定のない当社における標 準となる株式であります。 また、1単元の株式数は 100株となっております。
計	16,347,600	16,347,600	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成24年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成19年4月30日発行の第1回新株予約権（平成19年4月13日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成24年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年6月30日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000(注)2.	60,000(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注)3.4.	150(注)3.4.
新株予約権の行使期間	自平成21年4月14日 至平成29年4月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 75	発行価格 150 資本組入額 75
新株予約権の行使の条件	(注)5.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式の数は、次の算式により調整するものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 当社が新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権の行使による場合を除く）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。

(1) 権利行使時においても、当社または当社子会社の役員もしくは従業員に地位にあることを要する。

(2) 新株予約権者が権利行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合には、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

(3) 取締役会の承認を受けた場合以外は、新株予約権の譲渡は認めない。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

平成20年4月25日発行の第2回新株予約権（平成20年3月14日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成24年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年6月30日)
新株予約権の数(個)	147	147
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,400(注)2.	176,400(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)3.4.	400(注)3.4.
新株予約権の行使期間	自平成22年3月15日 至平成30年3月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入 200	発行価格 400 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	(注)5.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、株式の数は、次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権の行使による場合を除く）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。

- (1) 権利行使時においても、当社または当社子会社の役員もしくは従業員の地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者が権利行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合には、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (3) 取締役会の承認を受けた場合以外は、新株予約権の譲渡は認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

平成23年7月28日発行の第3回新株予約権（平成23年7月28日定時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成24年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年6月30日)
新株予約権の数(個)	650	620
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,000(注)2.	62,000(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,747(注)3.	1,747(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成25年7月30日 至平成28年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,747 資本組入額 874	発行価格 1,747 資本組入額 874
新株予約権の行使の条件	(注)4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4.	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	同左

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。）する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。
- (1) 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (2) 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
 - (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - イ. 平成25年7月30日から平成26年7月29日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1
 - ロ. 平成26年7月30日から平成27年7月29日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
 - ハ. 平成27年7月30日から平成28年7月29日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
 - (4) 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
5. 当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2. に準じて調整する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3. に準じて調整する。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下の事項に準じて決定する。
 - イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
 - ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8)再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下の事項に準じて決定する。

- イ. 本新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ロ. 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ハ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ニ. 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

平成23年8月15日発行の第4回新株予約権（平成23年7月28日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 （平成24年4月30日）	提出日の前月末現在 （平成24年6月30日）
新株予約権の数（個）	2,050	1,960
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	205,000（注）2.	196,000（注）2.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,760（注）3.4.	1,760（注）3.4.
新株予約権の行使期間	自平成26年8月16日 至平成28年8月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,760 資本組入額 880	発行価格 1,760 資本組入額 880
新株予約権の行使の条件	（注）5.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5.	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5.	同左

（注）1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。）する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次の通りであります。

- (1) 本新株予約権を保有する新株予約権者は、下記イ.、ロ.及びハ.に掲げる条件がすべて満たされた場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

- イ. 平成25年4月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において営業利益が28億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
- ロ. 平成26年4月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において営業利益が40億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
- ハ. 本新株予約権の割当日の後、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が、権利行使価額に1.5を乗じた価額である金2,640円を一度でも超過すること。

- (2) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (3) 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
 - (4) 本新株予約権者は、上記(1)の条件が満たされた場合に、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。
 - イ．平成26年8月16日から平成27年8月15日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1
 - ロ．平成27年8月16日から平成28年8月15日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
 - (5) 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
5. 当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2. に準じて調整する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3. に準じて調整する。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下の事項に準じて決定する。

- イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
- ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下の事項に準じて決定する。

- イ. 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ロ. 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ハ. 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ホ. 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年3月28日 (注)1	100	11,520	24,000	63,050	24,000	62,475
平成20年11月14日 (注)2	1,140,480	1,152,000	-	63,050	-	62,475
平成21年7月16日 (注)3	158,000	1,310,000	690,460	753,510	690,460	752,935
平成21年12月1日 (注)4	2,631,600	3,947,400	-	758,730	-	758,155
平成21年5月1日～ 平成22年4月30日 (注)5	80,800	4,022,400	42,720	796,230	42,720	795,655
平成22年7月1日 (注)6	4,022,700	8,045,400	-	796,470	-	795,895
平成23年1月1日 (注)6	8,056,200	16,112,400	-	800,790	-	800,215
平成22年5月1日～ 平成23年4月30日 (注)5	49,500	16,150,800	12,240	808,470	12,240	807,895
平成23年5月1日～ 平成24年4月30日 (注)5	196,800	16,347,600	23,010	831,480	23,010	830,905

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 480,000円

資本組入額 240,000円

割当先 株式会社三菱東京UFJ銀行

野村證券株式会社

2. 株式分割(1:100)によるものであります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 9,500円

引受価額 8,740円

資本組入額 4,370円

払込金総額 1,380,920千円

4. 株式分割(1:3)によるものであります。

5. 新株予約権の行使による増加であります。

6. 株式分割(1:2)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	21	37	60	66	1	4,662	4,847	-
所有株式数(単元)	-	15,402	1,843	1,646	9,818	3	134,718	163,430	4,600
所有株式数の割合(%)	-	9.42	1.13	1.01	6.01	0.00	82.43	100.00	-

(注) 自己株式604株は、「個人その他」に6単元及び「単元未満株式の状況」に4株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐野 陽光	東京都港区	7,763,800	47.49
穠田 誉輝	東京都港区	2,577,200	15.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	552,800	3.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	349,200	2.13
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	134,400	0.82
山岸 延好	横浜市中区	128,400	0.78
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	113,400	0.69
シージーエムエルロンドン エクイティ(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	CITIGROUP CENTRE,CANADA SQUARE, CANARY WHARF,LONDON E14 5LB 東京都品川区東品川2丁目3-14	109,200	0.66
ゴールドマンサックスインターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB,UK 東京都港区六本木6丁目10-1	100,400	0.61
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	93,600	0.57
計	-	11,922,400	72.93

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次の通りであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	552,800株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	349,200株
野村信託銀行株式会社(投信口)	134,400株
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	113,400株
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	93,600株

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,342,400	163,424	権利内容に限定のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 4,600	-	-
発行済株式総数	16,347,600	-	-
総株主の議決権	-	163,424	-

【自己株式等】

平成24年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
クックパッド株式会社	東京都港区白金台5丁目12-7	600	-	600	0.00
計	-	600	-	600	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第238条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下の通りであります。

(平成19年4月13日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成19年4月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成20年3月14日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成20年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社執行役3名 当社従業員27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成23年7月28日定時株主総会決議)

決議年月日	平成23年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社執行役3名 当社従業員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成23年7月28日取締役会決議)

決議年月日	平成23年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役(取締役兼執行役含む)3名 当社従業員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	604	-	604	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状況並びにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

当社は、機動的な資本政策が行えるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。なお、当社の剰余金の配当は、期末配当と中間配当の年2回を基本的な方針としております。

当事業年度につきましては、上記基本方針により、平成24年6月8日開催の取締役会において、平成24年4月30日を基準日として、配当総額49百万円、1株当たり3円の期末配当を行うことを決議しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月
最高(円)	-	-	39,100 (注)2. 9,100	9,330 (注)3. 4,960 (注)4. 2,380	2,424
最低(円)	-	-	17,500 (注)2. 5,920	6,740 (注)3. 3,865 (注)4. 1,359	1,460

(注)1. 株価は、平成23年12月15日より東京証券取引所(第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

なお、平成21年7月17日付をもって同取引所に株式を上場致しましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 印は、株式分割(平成21年12月1日、1株 3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
3. 印は、株式分割(平成22年7月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
4. 印は、株式分割(平成23年1月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年11月	平成23年12月	平成24年1月	平成24年2月	平成24年3月	平成24年4月
最高(円)	1,870	1,889	1,711	1,693	1,880	2,424
最低(円)	1,650	1,591	1,500	1,512	1,605	1,873

(注) 株価は、平成23年12月15日より東京証券取引所(第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	穂田 誉輝	昭和44年4月29日生	平成5年4月 ㈱日本合同ファイナンス(現 ㈱ジャフコ)入社 平成8年4月 ㈱ジャック(現 ㈱カーチスホールディングス)入社 平成11年9月 ㈱アイシーピー代表取締役就任 平成12年5月 ㈱カカコム取締役就任 平成13年12月 同社代表取締役社長就任 平成18年6月 同社取締役相談役就任 平成19年7月 当社取締役就任(現任) 平成24年5月 当社代表執行役就任(現任)	(注)4	2,577
取締役	-	石渡 進介	昭和44年8月30日生	平成10年4月 牛島法律事務所(現 牛島総合法律事務所)入所 平成12年4月 上杉法律事務所(現 霞が関法律会計事務所)入所 平成13年1月 Field-R法律事務所設立 平成19年10月 当社取締役就任(現任) 平成20年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立 パートナー弁護士(現任) 平成23年3月 当社執行役就任(現任)	(注)4	59
取締役	-	佐野 陽光	昭和48年5月1日生	平成9年10月 ㈱コイン(現 当社)設立 平成16年9月 当社代表取締役就任 平成19年7月 当社代表執行役兼取締役就任 平成22年3月 COOKPAD Inc. CEO就任(現任) 平成22年7月 当社社長就任 平成23年5月 COOKPAD PTE.LTD. Director就任(現任) 平成24年5月 当社取締役兼執行役就任 平成24年7月 当社取締役就任(現任)	(注)4	7,763
取締役	-	熊坂 賢次	昭和22年1月28日生	平成2年4月 慶應義塾大学環境情報学部助教 平成6年6月 慶應義塾大学環境情報学部教授 平成13年6月 慶應義塾大学環境情報学部学部長就任 平成15年4月 財団法人ソフピアジャパン理事長就任(現任) 平成16年9月 当社取締役就任(現任) 平成24年4月 慶應義塾大学環境情報学部教授シニア有就任(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	新宅 正明	昭和29年9月10日生	昭和53年4月 日本アイ・ピー・エム(株)入社 平成3年12月 日本オラクル(株)入社 平成6年8月 同社取締役就任 平成8年8月 同社常務取締役就任 平成12年8月 同社代表取締役社長就任 平成13年1月 米国オラクル・コーポレーション上級副社長就任 平成20年6月 日本オラクル(株)代表取締役会長就任 平成20年8月 同社エグゼクティブアドバイザー就任 平成21年3月 (株)ファーストリテイリング顧問就任 平成21年5月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ アドバイザリーボードメンバー就任(現任) 平成21年11月 (株)ファーストリテイリング社外取締役就任(現任) 平成23年7月 当社取締役就任(現任)	(注)4	5
取締役	-	岩倉 正和	昭和37年12月2日生	昭和62年4月 第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 平成5年6月 ハーバード大学ロースクール卒業(LL.M.) 平成8年1月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)パートナー弁護士(現任) 平成16年4月 一橋大学法科大学院講師就任(現任) 平成16年6月 (株)ICJ監査役就任(現任) 平成18年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授就任(現任) 平成22年3月 GMOインターネット(株)社外監査役就任(現任) 平成23年6月 (株)帝国ホテル社外監査役就任(現任) 平成24年7月 当社取締役就任(現任)	(注)4	0
取締役	-	山田 啓之	昭和39年10月20日生	昭和63年4月 安田生命保険相互会社(現 明治安田生命保険相互会社)入社 平成3年5月 柳澤迫本公認会計士事務所入所 平成12年11月 エイジックス(株)設立 代表取締役(現任) 平成13年1月 A Z X総合会計事務所設立 代表(現任) 平成16年9月 当社監査役就任 平成19年7月 当社取締役就任(現任)	(注)4	-
計						10,405

- (注) 1. 平成19年7月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって、委員会設置会社に移行しております。
2. 熊坂 賢次、新宅 正明、岩倉 正和、山田 啓之は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社の委員会体制は次の通りであります。
指名委員会 委員長 熊坂 賢次、委員 新宅 正明、委員 岩倉 正和、委員 山田 啓之、委員 佐野 陽光
報酬委員会 委員長 新宅 正明、委員 熊坂 賢次、委員 岩倉 正和、委員 山田 啓之、委員 佐野 陽光
監査委員会 委員長 山田 啓之、委員 熊坂 賢次、委員 新宅 正明
4. 平成24年7月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役	最高経営責任者	穂田 誉輝	昭和44年4月29日生	「(1) 取締役の状況」に記載しております	(注) 1	2,577
執行役	最高業務執行責任者	石渡 進介	昭和44年8月30日生	「(1) 取締役の状況」に記載しております	(注) 1	59
執行役	最高事業開発責任者	山岸 延好	昭和49年6月26日生	平成9年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成11年8月 (有)ネットアイズ設立 代表取締役就任 平成17年10月 当社入社 平成18年5月 当社執行役員就任 平成19年6月 当社取締役就任 平成19年7月 当社執行役就任(現任) 平成22年7月 当社副社長就任	(注) 1	128
執行役	最高技術責任者	橋本 健太	昭和49年10月12日生	平成13年10月 慶應義塾大学SFC研究所入所 平成16年5月 (有)コイン(現 当社)入社 平成22年7月 当社執行役就任(現任)	(注) 1	36
執行役	最高財務責任者	百鬼 弘	昭和32年3月6日	昭和54年4月 (株)中外入社 平成2年1月 三菱信託銀行(株)(現 三菱UFJ信託銀行(株))入社 平成12年7月 (株)パルス入社 平成12年9月 同社常務取締役就任 平成14年2月 同社専務取締役就任 平成19年4月 同社取締役副社長就任 平成24年1月 当社執行役就任(現任) 平成24年6月 COOKPAD PTE.LTD.Director就任(現任)	(注) 1	-
計						2,800

- (注) 1. 平成24年7月26日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 代表執行役である穂田誉輝及び執行役である石渡進介は、当社取締役も兼任しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

提出会社の企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

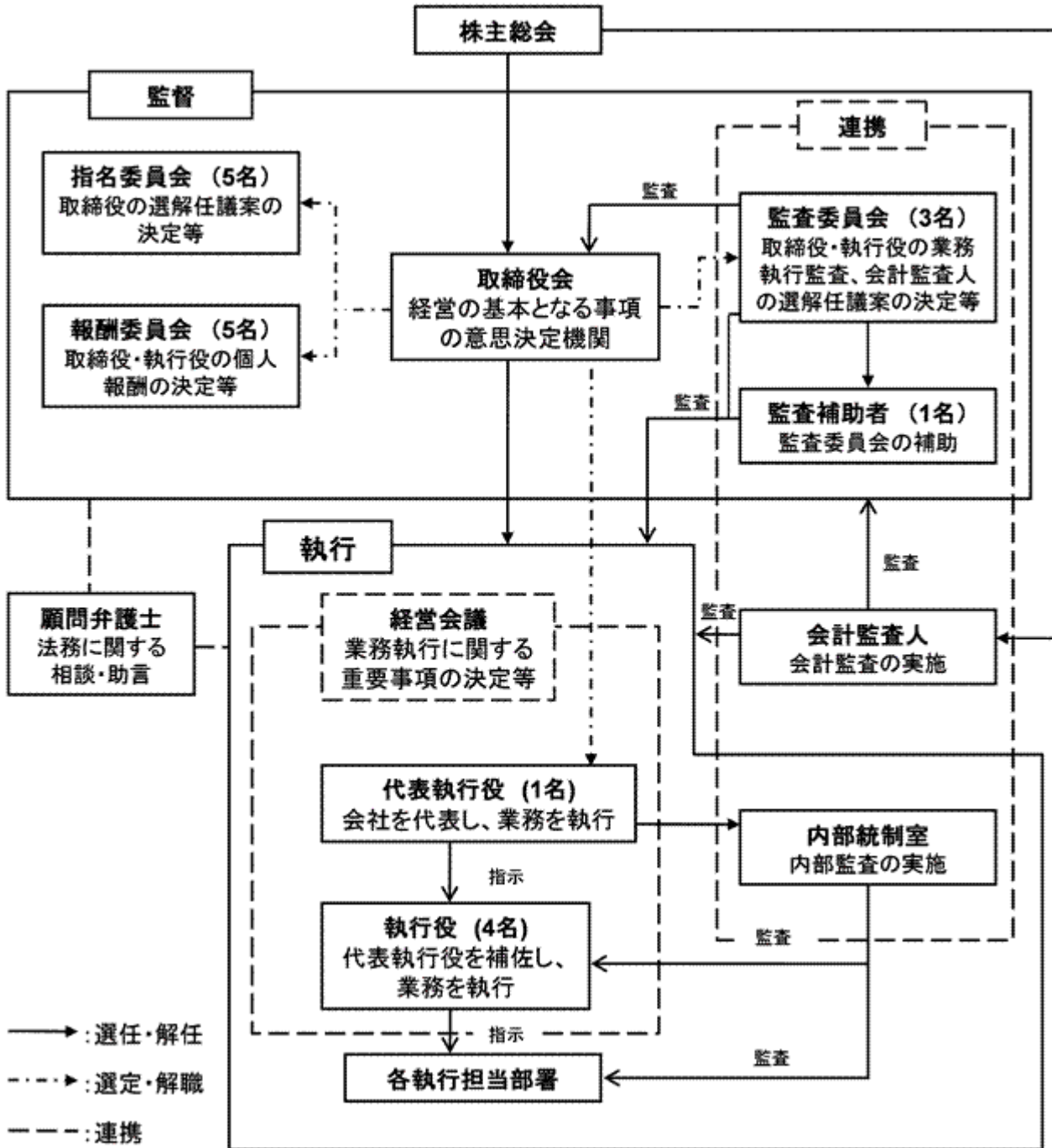
当社は、社会からの信頼が求められる食に関連した事業を行っており、社会からの信頼を基盤として企業価値が成り立っていると考えております。コーポレート・ガバナンスは、当社がこうした社会からの信頼を維持していくために必要不可欠なものであると認識しております。そして、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「監督と執行の分離」が最も効果的であると考え、平成19年7月24日の定時株主総会での決議に基づき、委員会設置会社に移行しております。業務執行を担う執行役と社外取締役を中心として構成される取締役会を分離し、実際の業務執行にあたる執行役には取締役会から執行役への大幅な意思決定の委任をすることにより、業務執行の機動性と柔軟性を高めつつ、執行役による業務執行全般を株主総会により選任された社外取締役が過半数を占める取締役会が監督し、最善の意思決定を行うことにより経営の適正性を確保するとともに、過半数を社外取締役が占める「指名委員会」、「報酬委員会」、「監査委員会」の3委員会を設置して「監督と執行の分離」の徹底を図っております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ．意思決定、業務執行及び監督に係る経営管理体制及び内部統制システムの状況

コーポレート・ガバナンス体制は以下の図の通りであります。なお、各機関の構成員に関しては、本書提出日現在のものを記載しています。

また、3委員会の職務は、下記に記載しております。



() 内部統制システムの整備に関する基本方針

(a) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備（会社法第416条第1項第1号ホ）

(ア) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、各執行役が業務執行状況の定例報告及び文書の管理等を実施し、職務内容が法令及び定款に適合することを確保する体制を構築しております。

(イ) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役は、その職務の遂行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令及び当該社内規程に従い適切に保存及び管理しております。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

各執行役は、担当職における損失の危険に関し、その管理の責任を負うものとし、企業活動の維持継続に障害となるリスクの認識・分析・評価を徹底するものとしております。

(エ) 執行役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

各執行役の職務は、取締役会において決定された各執行役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行われております。

日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分しており、これらを定めた「決裁規程」に基づき意思決定を行うこととしております。

(オ) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の企業活動に関する重要な法令及び社内規程を、継続的に社員へ周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う体制としております。

代表執行役は、内部統制室を設置し、定期的に内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査委員会に報告する体制としております。

反社会的勢力との拘わりを排除するため、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応ガイドライン」を策定し、反社会的勢力に対する具体的な対応方法を周知するため、全社員を対象とした研修を行う体制としております。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、整備・評価・是正を行うことにより、適正な内部統制システムを構築する体制としております。

全社員が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の社内報告体制として、ヘルプライン（内部通報制度）を構築し、運用しております。

(b) 執行役が二人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項（会社法第416条第1項第1号ハ）

各執行役は、取締役会により決定された担当する領域の職務を行うものとし、「組織・業務分掌規程」において、当該職務領域を明文にし、職務の分掌を図ることとしております。

当社の重要事項の決定は、執行役の会議体である経営会議において決定することとしております。

当社は、「決裁規程」に基づき、代表執行役の権限の一部を執行役に委譲しております。

(c) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告を受け、適正な管理体制を確保する体制を構築しております。

(d) 監査委員会の職務の執行のために必要なものとして法務省令で定める事項（会社法第416条第1項第1号口）

(ア) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会は、監査委員会の監査を補助すべき使用人を置くことを求めることができるとしておりますが、当該職務を補助すべき取締役は置かないものとしております。

監査委員会を補助すべき使用人は、執行役から独立して業務を遂行することができるものとしております。

監査委員会を補助すべき使用人の選任及び解任は、監査委員会の決定にて行うことができるものとしております。

(イ) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
執行役は、毎月開催される取締役会及び監査委員会に出席して執行状況を報告することとしております。

執行役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査委員会に当該事実を報告するものとしております。

(ウ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとしております。監査委員会は、内部監査計画について事前に報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼することとしております。また、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとして、また、決算関係の業務については、監査委員会は会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にして監査を行います。

() 経営監督機能

(a) 取締役会

取締役会は経営の最高意思決定機関として、1ヶ月に1回以上開催され、当社では、会社法第416条に規定する専権事項を中心とした重要事項について決定することとしております。取締役会の構成は、7名の取締役により構成されており、うち4名は社外取締役であります。社外取締役には、税理士1名及び弁護士1名を含んでおります。当社では、取締役会に次の委員会を設置しております。

(ア) 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であります。指名委員会は、取締役5名から構成されており、その内4名は社外取締役であります。

(イ) 報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬内容を決定する機関であります。取締役5名により構成されており、その内4名は社外取締役であります。

(ウ) 監査委員会

取締役及び執行役の業務執行に関する違法性及び妥当性についての監査並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則1ヶ月に1回開催されております。監査委員会は、税理士1名を含む社外取締役3名から構成されております。

() 業務執行機能

(a) 代表執行役、執行役

当社は、5名の執行役の中から代表執行役1名を選定しております。代表執行役は、業務執行最高責任者として当社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務を執行します。また、各執行役は、取締役会に対し、業務執行状況及び月次決算の状況について毎月1回報告及び説明をしております。執行役は、代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っております。

(b) 経営会議

代表執行役及び執行役により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議しております。

(c) 内部監査及び監査委員会監査の状況

当社は、内部監査を担当する部署として、内部統制室を設置しております。内部統制室は代表執行役直属の組織として全部署を対象に監査を実施しております。また、監査委員会は、社外取締役3名により監査を実施しております。監査委員は、全て社外取締役であるため、日常的な監査につきましては、監査委員会決議により選任された専任の監査補助者1名により行われております。監査体制や監査範囲などに関し、内部統制室と監査委員会及び会計監査人は緊密に連携して活動しております。

なお、監査委員長山田啓之氏は、税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

ロ．社外取締役と当社との関係

当社は、4名の社外取締役を選任しております。社外取締役には、その経験に裏付けされた高次の視点から、当社経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うに相応しい人格、識見及び専門的経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力がある者を選任しております。なお、当社では、社外取締役を選任するための独立性に関する基準は特段設けておりませんが、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける方を選任しております。

併せて、社外取締役には、当社からの独立性を有している者を含めて選任することとしております。

また、当社は熊坂賢次氏へ30個、山田啓之氏へ50個の新株予約権を付与しており、本書提出日現在において、新宅正明氏は当社の株式を5,000株所有しており、岩倉正和氏は当社の株式を100株所有しております。これらの関係以外に社外取締役と当社との間にその他利害関係はありません。

ハ．リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は、法務室が主管部署となっております。法務室は、各部との連携をとり情報を収集・共有することにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

コンプライアンスについて、法務室長が中心となり推進しております。全従業員に対して、コンプライアンスに関する事項を周知・徹底させるよう活動しております。

ニ．会計監査の状況

当社の会計監査業務は、有限責任 あずさ監査法人に所属する公認会計士山本守氏及び加藤雅之氏が執行いたしました。なお、継続監査年数に関しては、全員が7年以内のため記載を省略しております。

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他(注)10名であります。

(注)その他は、公認会計士試験合格者等であります。

ホ．その他第三者の状況

当社では、業務上発生しうる問題解決のための助言等を得るため、弁護士と顧問契約を締結し、法令遵守に努めております。

役員の報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	11,800	11,800	-	-	2
社外取締役	21,889	21,675	214	-	4
執行役	103,007	101,150	1,927	-	8

ロ．報酬等の総額が1億円以上である役員の報酬等の総額

該当ありません。

八．役員報酬等の決定方針

- ()取締役の報酬は、定額報酬と株式報酬とすることとし、その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の職務の内容を参考にするとともに、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。
- ()執行役の報酬は、定額報酬及び業績連動報酬並びに株式報酬とすることとし、その支給水準については、経済情勢、当社を取り巻く環境、各執行役の職務の内容を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。

株式の保有状況

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

定款で定めた取締役及び執行役の員数並びに取締役選任決議の要件

イ．取締役の員数

当社は、取締役を8名以内にすることを定款に定めております。

ロ．取締役選任決議の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議においては累積投票によらないこととする旨を定款に定めております。

八．執行役の員数

当社は、執行役を10名以内にすることを定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

イ．当社と社外取締役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ロ．取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

八．執行役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。これは、執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

剰余金の配当等について

当社は、会社法第459条第1項各号に掲げられる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を図ることを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
16,000	-	16,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査に要する業務時間を基準とし、監査委員会の同意を経た上で報酬額を決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年5月1日から平成24年4月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次の通りであります。

資産基準	0.6%
売上高基準	0.0%
利益基準	1.3%
利益剰余金基準	0.8%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更にも適切に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、同機構及び監査法人等の主催する各種研修に参加しております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,439,884	3,978,746
受取手形	-	1,575
売掛金	771,986	933,350
原材料及び貯蔵品	284	758
前払費用	7,487	75,220
繰延税金資産	73,243	80,967
その他	99	6,258
貸倒引当金	2,692	3,880
流動資産合計	4,290,293	5,072,997
固定資産		
有形固定資産		
建物	58,957	60,018
減価償却累計額	45,035	60,018
建物(純額)	13,921	-
工具、器具及び備品	150,525	74,222
減価償却累計額	124,053	50,395
工具、器具及び備品(純額)	26,472	23,827
有形固定資産合計	40,393	23,827
無形固定資産		
ソフトウェア	4,115	11,383
その他	73	73
無形固定資産合計	4,189	11,457
投資その他の資産		
関係会社株式	45,725	58,491
差入保証金	72,356	68,869
繰延税金資産	69,321	61,478
長期前払費用	-	83,419
投資損失引当金	13,847	28,991
投資その他の資産合計	173,556	243,267
固定資産合計	218,138	278,552
資産合計	4,508,432	5,351,549

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,530	15,393
未払金	364,931	235,479
未払法人税等	554,990	404,979
未払消費税等	59,849	49,369
前受金	24,884	4,041
預り金	15,823	16,758
その他	-	589
流動負債合計	1,029,008	726,610
負債合計	1,029,008	726,610
純資産の部		
株主資本		
資本金	808,470	831,480
資本剰余金		
資本準備金	807,895	830,905
資本剰余金合計	807,895	830,905
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,864,244	2,942,227
利益剰余金合計	1,864,244	2,942,227
自己株式	1,185	1,185
株主資本合計	3,479,423	4,603,426
新株予約権	-	21,512
純資産合計	3,479,423	4,624,938
負債純資産合計	4,508,432	5,351,549

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
売上高	3,263,283	3,909,846
売上原価	42,985	44,907
売上総利益	3,220,297	3,864,938
販売費及び一般管理費	¹ 1,593,876	¹ 1,935,569
営業利益	1,626,420	1,929,369
営業外収益		
受取利息	773	667
その他	1,534	522
営業外収益合計	2,308	1,189
営業外費用		
為替差損	22,342	7,528
投資損失引当金繰入額	11,127	15,144
その他	1,041	41
営業外費用合計	34,511	22,713
経常利益	1,594,216	1,907,844
特別利益		
新株予約権戻入益	-	639
特別利益合計	-	639
特別損失		
固定資産除却損	² 98	² 1,358
固定資産臨時償却費	23,338	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	4,717	-
特別損失合計	28,154	1,358
税引前当期純利益	1,566,062	1,907,126
法人税、住民税及び事業税	803,615	796,724
法人税等調整額	85,166	118
法人税等合計	718,449	796,842
当期純利益	847,613	1,110,283

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)		当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費		42,985	100.0	44,907	100.0
当期売上原価		42,985	100.0	44,907	100.0

(注) 外注費は、主にマーケティング支援事業のウェブコンテンツの制作委託に係る費用であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	796,230	808,470
当期変動額		
新株の発行	12,240	23,010
当期変動額合計	12,240	23,010
当期末残高	808,470	831,480
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	795,655	807,895
当期変動額		
新株の発行	12,240	23,010
当期変動額合計	12,240	23,010
当期末残高	807,895	830,905
資本剰余金合計		
当期首残高	795,655	807,895
当期変動額		
新株の発行	12,240	23,010
当期変動額合計	12,240	23,010
当期末残高	807,895	830,905
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,036,742	1,864,244
当期変動額		
剰余金の配当	20,111	32,300
当期純利益	847,613	1,110,283
当期変動額合計	827,501	1,077,983
当期末残高	1,864,244	2,942,227
利益剰余金合計		
当期首残高	1,036,742	1,864,244
当期変動額		
剰余金の配当	20,111	32,300
当期純利益	847,613	1,110,283
当期変動額合計	827,501	1,077,983
当期末残高	1,864,244	2,942,227
自己株式		
当期首残高	752	1,185
当期変動額		
自己株式の取得	433	-
当期変動額合計	433	-
当期末残高	1,185	1,185

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
株主資本合計		
当期首残高	2,627,874	3,479,423
当期変動額		
新株の発行	24,480	46,020
剰余金の配当	20,111	32,300
当期純利益	847,613	1,110,283
自己株式の取得	433	-
当期変動額合計	851,548	1,124,003
当期末残高	3,479,423	4,603,426
新株予約権		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	21,512
当期変動額合計	-	21,512
当期末残高	-	21,512
純資産合計		
当期首残高	2,627,874	3,479,423
当期変動額		
新株の発行	24,480	46,020
剰余金の配当	20,111	32,300
当期純利益	847,613	1,110,283
自己株式の取得	433	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	21,512
当期変動額合計	851,548	1,145,515
当期末残高	3,479,423	4,624,938

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,566,062	1,907,126
減価償却費	55,462	39,940
固定資産臨時償却費	23,338	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	4,717	-
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,126	1,187
投資損失引当金の増減額（は減少）	11,127	15,144
受取利息及び受取配当金	773	667
為替差損益（は益）	22,342	7,528
新株予約権戻入益	-	639
固定資産除却損	98	1,358
売上債権の増減額（は増加）	254,120	162,939
たな卸資産の増減額（は増加）	388	474
仕入債務の増減額（は減少）	1,528	6,863
長期前払費用の増減額（は増加）	-	83,419
未払消費税等の増減額（は減少）	8,281	10,479
その他の資産の増減額（は増加）	339	73,299
その他の負債の増減額（は減少）	228,606	138,697
小計	1,668,524	1,508,531
利息及び配当金の受取額	800	653
法人税等の支払額	680,667	947,843
営業活動によるキャッシュ・フロー	988,657	561,340
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	40,337	20,596
無形固定資産の取得による支出	2,234	8,898
差入保証金の差入による支出	13,470	1,600
関係会社株式の取得による支出	-	12,766
投資活動によるキャッシュ・フロー	56,043	43,862
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	23,440	46,020
新株予約権の発行による収入	-	15,192
自己株式の取得による支出	435	-
配当金の支払額	20,111	32,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,893	28,911
現金及び現金同等物に係る換算差額	22,342	7,528
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	913,165	538,861
現金及び現金同等物の期首残高	2,526,719	3,439,884
現金及び現金同等物の期末残高	3,439,884	3,978,746

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

また、定期賃貸借契約による建物上の建物附属設備につきましては、耐用年数を定期賃貸借期間とした定額法によって償却しております。

建物 2年

工具、器具及び備品 3年～15年

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(1株当たり情報)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響はありません。

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる利益への影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

(損益計算書注記)

当事業年度において「賃借料」及び「法定福利費」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の5を超えたため、注記しております。なお、前事業年度の「賃借料」の金額は57,953千円、「法定福利費」の金額は75,786千円であります。

前事業年度において注記しておりました「広告宣伝費」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の5以下であるため、当事業年度においては注記していません。なお、前事業年度の「広告宣伝費」は111,269千円であります。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17.7%、当事業年度12.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度82.3%、当事業年度87.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)	当事業年度 (自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)
給料手当	489,360千円	685,903千円
売上手数料	171,476	228,330
役員報酬	128,725	134,625
賃借料	57,953	126,282
地代家賃	103,521	125,634
法定福利費	75,786	100,092
派遣料	81,792	90,048
減価償却費	55,462	39,940
貸倒引当金繰入額	1,126	1,187

2 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)	当事業年度 (自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)
工具、器具及び備品	98千円	1,358千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年5月1日至平成23年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	4,022,400	12,128,400	-	16,150,800
合計	4,022,400	12,128,400	-	16,150,800
自己株式				
普通株式(注)2	100	504	-	604
合計	100	504	-	604

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加事由は、以下の通りであります。

平成22年	5月～6月	新株予約権の行使に伴う増加	300株
	7月	株式分割に伴う増加	4,022,700株
	7月～12月	新株予約権の行使に伴う増加	10,800株
平成23年	1月	株式分割に伴う増加	8,056,200株
	1月～4月	新株予約権の行使に伴う増加	38,400株

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加事由は、以下の通りであります。

平成22年	7月	株式分割に伴う増加	100株
	7月～12月	単元未満株式の買取りによる増加	102株
平成23年	1月	株式分割に伴う増加	302株

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 取締役会	普通株式	20,111	5.00	平成22年4月30日	平成22年7月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 取締役会	普通株式	32,300	利益剰余金	2.00	平成23年4月30日	平成23年7月29日

当事業年度（自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	16,150,800	196,800	-	16,347,600
合計	16,150,800	196,800	-	16,347,600
自己株式				
普通株式	604	-	-	604
合計	604	-	-	604

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加196,800株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションと しての第3回新株予約権	-	-	-	-	-	6,752
	ストック・オプションと しての第4回新株予約権	-	-	-	-	-	14,760
合計		-	-	-	-	-	21,512

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年 6月24日 取締役会	普通株式	32,300	2.00	平成23年 4月30日	平成23年 7月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年 6月 8日 取締役会	普通株式	49,000	利益剰余金	3.00	平成24年 4月30日	平成24年 7月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	(自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
現金及び預金勘定	3,439,884千円	3,978,746千円
現金及び現金同等物	3,439,884	3,978,746

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性を重視しており、一時的な余剰資金は、短期的な預金等に限定し運用を行っております。また、運転資金はすべて自己資金によっており、銀行等金融機関からの借入は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、外貨建て預金を保有しているために為替の変動リスクに晒されております。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、適切な与信管理を実施することにより当該リスクの低減を図っております。

差入保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)4.参照)。

前事業年度(平成23年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,439,884	3,439,884	-
(2) 売掛金	771,986		
貸倒引当金(注1)	2,692		
	769,293	769,293	-
(3) 差入保証金	72,356	72,192	164
(4) 買掛金	(8,530)	(8,530)	-
(5) 未払金	(364,931)	(364,931)	-
(6) 未払法人税等	(554,990)	(554,990)	-
(7) 未払消費税等	(59,849)	(59,849)	-

当事業年度（平成24年4月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,978,746	3,978,746	-
(2) 受取手形	1,575	1,575	-
(3) 売掛金 貸倒引当金（注1）	933,350 3,880		
	929,470	929,470	-
(4) 差入保証金	68,869	68,686	182
(5) 買掛金	(15,393)	(15,393)	-
(6) 未払金	(235,479)	(235,479)	-
(7) 未払法人税等	(404,979)	(404,979)	-
(8) 未払消費税等	(49,369)	(49,369)	-

(注) 1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

2. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 買掛金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等、(8) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
関係会社株式	45,725	58,491

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記算定対象には含めておりません。

5. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成23年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,439,633	-	-	-
売掛金	771,986	-	-	-
差入保証金	-	72,356	-	-
合計	4,211,619	72,356	-	-

当事業年度（平成24年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,978,746	-	-	-
受取手形	1,575	-	-	-
売掛金	933,350	-	-	-
差入保証金	-	68,869	-	-
合計	4,913,672	68,869	-	-

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式58,491千円、関連会社株式 - 千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式45,725千円、関連会社株式 - 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)	当事業年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	-	6,959

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)	当事業年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)
新株予約権戻入益	-	639

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役1名 監査役1名 従業員20名	取締役3名 執行役3名 従業員27名	取締役1名 執行役3名 従業員16名	執行役3名 従業員16名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1.	普通株式 456,000株	普通株式 478,800株	普通株式 67,000株	普通株式 211,000株
付与日	平成19年4月30日	平成20年4月25日	平成23年7月29日	平成23年8月15日
権利確定条件	確定条件は定めておりません	確定条件は定めておりません	(注)2.	(注)3.
対象勤務期間	-	-	-	-
権利行使期間	自平成21年4月14日 至平成29年4月13日	自平成22年3月15日 至平成30年3月14日	自平成25年7月30日 至平成28年7月29日	自平成26年8月16日 至平成28年8月15日

(注)1. 付与後に実施された株式分割を考慮した上で、株式数に換算して記載しております。

2. (1) 本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

平成25年7月30日から平成26年7月29日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

平成26年7月30日から平成27年7月29日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

平成27年7月30日から平成28年7月29日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

3. (1) 本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、下記、及び に掲げる条件がすべて満たされた場合にのみ、本新株予約権を権利行使することができる。

平成25年4月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において営業利益が28億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

平成26年4月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において営業利益が40億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

本新株予約権の割当日の後、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が、権利行使価額に1.5を乗じた価額である金2,640円を一度でも超過すること。

- (2) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

(4) 本新株予約権者は、上記(1)の条件が満たされた場合に、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。

平成26年8月16日から平成27年8月15日まで

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1

平成27年8月16日から平成28年8月15日まで

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年4月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	67,000	211,000
失効	-	-	2,000	6,000
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	65,000	205,000
権利確定後（株）				
前事業年度末	190,800	249,600	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	130,800	66,000	-	-
失効	-	7,200	-	-
未行使残	60,000	176,400	-	-

（注）付与後に実施された株式分割を考慮した上で、株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格（注） （円）	150	400	1,747	1,760
行使時平均株価（円）	1,669	1,702	-	-
公正な評価単価（付与 日）（円）	-	-	50,900	7,200

（注）権利行使価格については、付与後に実施された株式分割の調整後の1株当たり価格を記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第3回新株予約権及び第4回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
株価変動性(注1)	54.22%	53.99%
満期までの期間	4.5年	5年
予想配当(注2)	0.12%	0.11%
無リスク利率(注3)	0.327%	0.383%

(注) 1. 満期までの期間に応じた直近の期間(上場日より)の株価実績に基づき算定しております。

2. 直近の配当実績によっております。

3. 満期までの期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 463,214千円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 284,635千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	37,993千円	32,165千円
売上手数料見積計上否認	12,786	22,948
未払賞与	15,931	12,766
貸倒損失	3,298	7,691
貸倒引当金	905	343
その他	2,328	5,052
計	73,243	80,967
繰延税金資産(固定)		
減価償却費	40,353	45,130
投資損失引当金	5,634	10,332
差入保証金償却費	3,997	5,667
未払地代家賃	17,963	-
その他	1,372	347
計	69,321	61,478
繰延税金資産合計	142,564	142,446

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
法定実効税率	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
留保金課税	4.95	
住民税均等割	0.15	
交際費	0.11	
その他	0.02	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.88	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年5月1日に開始する事業年度から平成26年5月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年5月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

この税率の変更により、繰延税金資産が13,982千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額が13,982千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)
当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)
当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	963,920
KDDI株式会社	381,783
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	360,818

当事業年度(自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,219,192
KDDI株式会社	504,950

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	森下 満成	-	-	当社執行役	（被所有） 直接 0.33%	-	ストック・オプションの行使 （注）	12,000	-	-

（注） 上記のストック・オプション行使取引は、平成20年 3月14日に発行決議がなされた第 2 回新株予約権の行使によるものであります。

当事業年度（自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	山岸 延好	-	-	当社執行役	（被所有） 直接 0.78%	-	ストック・オプションの行使 （注）1.	10,800	-	-
役員	山岸 延好	-	-	当社執行役	（被所有） 直接 0.78%	-	ストック・オプションの行使 （注）2.	960	-	-
役員	成松 淳 （注 3）	-	-	当社執行役	（被所有） 直接 0.37%	-	ストック・オプションの行使 （注）2.	8,640	-	-

（注）1. 上記のストック・オプション行使取引は、平成19年 4月13日に発行決議がなされた第 1 回新株予約権の行使によるものであります。

（注）2. 上記のストック・オプション行使取引は、平成20年 3月14日に発行決議がなされた第 2 回新株予約権の行使によるものであります。

（注）3. 成松淳は、平成24年 3月31日をもって当社執行役を退任し、関連当事者に該当しないこととなったため、上記取引金額及び議決権等の被所有割合は、当該退任直前の数値を記載しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)		当事業年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)	
1株当たり純資産額	215.44円	1株当たり純資産額	281.60円
1株当たり当期純利益金額	52.60円	1株当たり当期純利益金額	68.39円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	51.30円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	67.19円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自平成22年5月1日 至平成23年4月30日)	当事業年度 (自平成23年5月1日 至平成24年4月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	847,613	1,110,283
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	847,613	1,110,283
期中平均株式数(株)	16,112,442	16,232,475
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	409,976	289,838
(うち新株予約権)	(409,976)	(289,838)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	平成23年7月28日取締役会決議 ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 65,000株 行使価格 1,747円 平成23年7月28日取締役会決議 有償ストック・オプション(新株予約権) 普通株式 205,000株 行使価格 1,760円

(重要な後発事象)

当社は、平成24年7月26日開催の当社第8回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の通り決議いたしました。

なお、取締役会は会社法第416条第4項及び第418条第1号の規定に基づき、執行役に新株予約権の募集事項の決定を委任する予定であります。

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式322,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

3,220個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。))の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

また、「1株当たりの時価」は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

上記のほか、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より3年間とする。

(6) 新株予約権の行使条件

本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ．起算日から1年を経過した日から1年間

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ．起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下、「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

(8) 新株予約権の譲渡による取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。但し、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調節されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(10) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下、同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記(1)に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記(4)に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(6)に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて決定するものとする。

譲渡による新株予約権の譲渡による取得の制限

譲渡による新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(8)に準じて決定する。

(11) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	58,957	1,061	-	60,018	60,018	14,982	-
工具、器具及び備品	150,525	17,248	93,551	74,222	50,395	17,957	23,827
有形固定資産計	209,482	18,310	93,551	134,241	110,413	32,940	23,827
無形固定資産							
ソフトウェア	7,365	9,180	-	16,546	5,162	1,912	11,383
その他	73	-	-	73	-	-	73
無形固定資産計	7,439	9,180	-	16,619	5,162	1,912	11,457
長期前払費用	-	107,062	23	83,419	-	-	83,419

(注) 当期増加額のうち主なものは次の通りであります。

長期前払費用 システム関連費用 107,062千円

当期減少額のうち主なものは次の通りであります。

工具器具備品 サーバー機器 93,551千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,692	3,880	-	2,692	3,880
投資損失引当金	13,847	15,144	-	-	28,991

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	168
預金	
当座預金	788
普通預金	3,576,860
定期預金	400,536
別段預金	391
小計	3,978,577
合計	3,978,746

受取手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
森永製菓株式会社	1,575
合計	1,575

(ロ)期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成24年7月	1,575
合計	1,575

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	358,467
KDDI株式会社	134,988
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社	84,296
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	76,610
株式会社デジタルガレージ	70,366
その他	208,622
合計	933,350

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 366
771,986	4,105,338	3,943,974	933,350	80.9	76.0

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

原材料及び貯蔵品

品名	金額(千円)
販促物貯蔵品	758
合計	758

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社パールダッシュ	2,251
株式会社クラリティ・アソシエイツ	650
有限会社ゴファ	575
外注先(個人)	317
株式会社食のスタジオ	297
その他	11,300
合計	15,393

未払金

区分	金額(千円)
給与手当等	74,461
賞与	33,610
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	32,511
社会保険料等	20,213
KDDI株式会社	13,220
その他	61,462
合計	235,479

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	264,470
事業税	84,622
住民税	55,885
合計	404,979

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	844,977	1,817,126	2,790,214	3,909,846
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	360,183	845,128	1,316,317	1,907,126
四半期(当期)純利益金額(千円)	201,344	462,392	766,537	1,110,283
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	12.46	28.60	47.32	68.39

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	12.46	16.13	18.70	21.03

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	4月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	10月31日（中間配当） 4月30日（期末配当） その他、取締役会で決定
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	-
手数料	無料（注）
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。 公告掲載URL http://info.cookpad.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ・会社法189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第14期）（自平成22年5月1日至平成23年4月30日）平成23年7月28日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成23年7月28日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第15期第1四半期）（自平成23年5月1日至平成23年7月31日）平成23年9月9日関東財務局長に提出
（第15期第2四半期）（自平成23年8月1日至平成23年10月31日）平成23年12月2日関東財務局長に提出
（第15期第3四半期）（自平成23年11月1日至平成24年1月31日）平成24年3月15日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成23年7月29日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（届出を要しない無償ストック・オプションの付与）に基づく臨時報告書であります。
平成23年7月29日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（届出を要しない有償ストック・オプションの付与）に基づく臨時報告書であります。
平成23年8月2日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
平成23年12月2日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項1号（海外における有価証券の売出し）に基づく臨時報告書であります。
平成24年4月2日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項9号（代表執行役の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 訂正臨時報告書
平成23年12月7日関東財務局長に提出
平成23年12月2日提出の臨時報告書（海外における有価証券の売出し）に係る訂正臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 7月27日

クックパッド株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 雅之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクックパッド株式会社の平成23年5月1日から平成24年4月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クックパッド株式会社の平成24年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、ストックオプション（新株予約権）の付与に関する事項が記載されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クックパッド株式会社の平成24年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、クックパッド株式会社が平成24年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。